

第179号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



## 目次

1. H29年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告
2. 新聞記事等から  
「教師として、受け入れ企業にお願いしたいこと」  
外国人労働者 人数先行の拡大は避けよ  
外国人労働者】制度矛盾放置は問題だ  
留学生、日本で起業しやすく 秋に在留資格拡大へ  
ベトナム人実習生に「有給取るなら帰れ」
3. Drifting too far - 47 入院生活から-9
4. 美術館情報 ひろしま美術館、呉市立美術館
5. 先住民の労働社会学 フィリピン市場社会の底辺を生きる 吉田 舞 著
6. 本の紹介 日本の労働市場の開放と課題 農業における外国人技能実習生の重み
7. 今月の言葉

## H29年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告

### (1) 活動概要

29年度は3月からの療養生活に入っていましたが38件の相談がありました。そのうちの3分の1は脱退一時金とその税金還付に関するもので、さらにその半数程度はトラブルがらみの相談でした。この税金還付についての手続きは日本に在住している人を納税管理人とする必要があるため知られていません。特に宣伝している訳でもなくこれまで支援した人たちから口コミで広がっているためその人たち関連から連絡が入ってきています。この手続きを知ってもらうため留学生会館でインドネシア実習生対象のセミナーを実施しました。この開催を知った佐賀県伊万里市の造船所で働くインドネシア人実習生からもセミナー依頼の話が来ていますが、かなりな人数がいる様子なので会場手配や通訳また旅費の問題等からストップしています。また大竹地区の日本語教室や岡山市の中国人に対しても取り組みを始まりました。

大きな問題としては、強制帰国の問題がフィリピン人(7月)とインドネシア人(1月)実習生で発生しました。いずれもセミナーが切っ掛けとなって相談がありました。フィリピン人は団交ですぐ問題が解決しましたが、インドネシア人は団交の翌日帰国させられてしまいました。来日20日でもまだ座学研修中で日本語の出来が悪いとのことでした。協同組合を相手に労働委員会に不当労働行為の申し立をする予定の準備中です。

先天性心室中隔欠損症や結核性リンパ節炎で退職・療養・生活保護を受けざるを得なくなった人たち、また突然膠原病を発症し2カ月ほどで亡くなった人などの問題もありました。これまでこうした相談はなく、今回の経験で様々な問題のあることがわかりました。

幟町教会の主任司祭ヴィタリ神父様が不法滞在者の帰国支援とシェルター提供また社長から怪我をさせられた技能実習生2名にシェルターとして教会の一室を提供されました。この流れの中でSr.ジョイから幟町教会の空いた部屋を活動に利用しても良いと使用許可を得たと連絡があり、日本語教室での利用を計画しましたが、教会員から教会と関係のない組織が施設を利用することに苦情が出ているとのことから3月11日の法律相談会を最後に幟町教会での活動は停止せざるを得なくなりました。こうした状況とは別に、30年度は次の世代への移行を考えて内容の縮小と新しい形態での活動を検討していきたいと考えています。

**相談記録に残したもの 38 件の内訳 (実習生関連 = 19 件、その他 = 19 件)**

相談の内訳										行事等					
労働問題				JFC	在留資格	不法滞在	脱退一時金	社保関係	その他	セミナー	法律相談会	その他	所得税 還付手続	日本語教室	裁判
強制帰国	賃金残業	労災	暴行												
2	2	1	1	4	2	1	11	1	13	2	2	1	1	2 (各1名)	2

- セミナー** (1)下松教会 H29.7.23 労働法と脱退一時金関係について(フィリピン人実習生対象)  
 (2)留学生会館 H30.1.28 同上(インドネシア人実習生対象) 広島ハラルショップと共催
- 法律相談会** (1)法律相談会(幟町教会) H29.11.23 弁護士3名、税理士、行政書士、社労士各1名  
 外国人3件、日本人2件  
 (2)法律相談会(幟町教会) H30.3.11 弁護士3名、行政書士、社労士各1名  
 外国人4件
- その他** H29.12.24 フィリピン徳山コミュニティのクリスマスミサとパーティーに参加  
 (スクラムユニオン土屋さんと)
- 日本語教室** 来日1年半程度の12歳(土)と17歳(火・木)の子供に対するもの。(各2.5時間程度)

**国別等 38 件**

フィリピン	中国	バトナム	インドネシア	日本	フェースブック(再掲)	
					国内から	フィリピンから
30	3	2	2	1	11	13

**市町村別 38 件**

広島	呉 江田島	東広島	庄原	大竹	岡山	下松	福岡	東京	その他	フィリピン
9	6	2	1	1	3	1	2	1	4	8

※その他は、香川、佐賀、埼玉、青森 各1件

**(2)収支報告 (平成 29 年 3 月 31 日)**

収 入		支 出	
会 費( 名)		法律相談会案内郵送料	1,200
維持会費		雑費	18,100
寄付金( 10 名)	74,000	支援費	163,000
受取利息	4		
前年度繰越金	605,726	次期繰越金	497,430
合 計	679,730	合 計	679,730

- ※ 雑費は H29.12 に開催した弁護士・通訳支援者との忘年会(5名)へ補助したもの。  
 ※ 支援費は保護した外国人の生活費・裁判関連費用。

## 新聞記事等から

### 「教師として、受け入れ企業にお願いしたいこと」

FB ベトナム人技能実習生の理想&現実 2018.4.26 から

#### 1. 日本語が拙い外国人であることの認識を持つ

実習生はたかだか半年程度（早ければそれ以下）の期間だけ 0 から日本語を勉強した外国人です。日本語は N5 から N4 程度で、日本人の小学生と似たか寄ったかです。見た目は大人、日本語は子どもです。皆さんも、小学生と話すときは、ゆっくり話すし、わかりやすい言葉を選びますよね??それを実習生にもやってほしいのです。

もちろん仕事で行きますから、専門用語や現場の日本語等は教えていますが、現場で、実際に仕事をしながら、聞く日本語は、机に座りながら勉強している日本語は似て非なるものです。ましてや、まだ生活にも慣れていない段階で、入国から 1 カ月後には、現場に出ることになります。

見るモノ・聞くモノ・すること、全てが新しい日本において。立場を変えて、考えてみてください。

例えば、日本人がベトナム語を半年、勉強して、ベトナムへ飛んで、さあ現地企業で、現地人と働いてください。と通訳も無しに、放り出されるってなかなか凄まじくないですか???

ベトナム語も大概に難しい言語ですが、日本語の複雑さは世界でも群を抜いていると思います。ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字って、もう外国人泣かせとしか言えません。

#### 2. 社内調整

実習生を雇用している企業さんは、3 年働いてもらって、元が取れるかどうかぐらいの安くない費用をかけていますから、日本人にも実習生にも気持ちよく働いてもらったほうが間違いなくいいでしょう。

また、中小企業さんに多いのですが、全権を持っている経営者の方と、現場の方の意識がずれていることがあります。

経営者の方が実習生に対して、熱い想いを持っていても、現場はいきなり日本語も上手じゃない外国人を連れてきやがってと感じている可能性も 0 ではありません。

採用を進める前に、現場の方も交えて、会社としての方針を整えておくことをオススメします。

無条件に実習生を甘やかせと言ってるわけではなく、彼ら・彼女らの状況を理解し、僅かでも思いやりを持って、接して頂きたいという意味です。

暴力はもつてのほかですが、時には怒鳴ったり、叱ったりすることも必要ですが、日本人に叱るように叱ったところで、口をポカーンと開けている実習生が目の前にいるだけです。噛み砕いて、伝えなければ伝わりませんし、伝わっていないので、当然、後々、同じことが発生します。

そして、また叱ったり、怒鳴ったりと、現場の方も伝わらないストレスを抱え、実習生も理解できないストレスを抱え、溝ができていきます。

そして、その溝は、ほんの些細な事で、失踪の引き金になってしまいます。

失踪されたら、かけた費用もペイできないまま、チャンチャンです。

#### 3. 当然ながら法令遵守

昨年 11 月に制度が変わり、悪質な違反は、刑事罰がつき、下手すれば、あっという間に前科者です。会社も清算、社員一同露頭に迷うなんてこともなきにしもあらずです。経営者として、人件費を抑えたいお気持ちはわかりますが、法に定められている払うべきものは払わなければなりません。日本人にはしないのに、日本語が拙い外国人にだけしていい理屈はどこにもありません。

採用面接に来られる方の中にも、時々、明らかに東南アジアを見下している人がいます。金髪白人英語には腰がひけるくせに、発展途上国なら見下せるとかどれだけ卑屈なんでしょうね。ち

なみに、こうした見下した態度・言動は全て、現地の人間に見透かされ、心の中で、「残念な人」だと思われていますから。

若くして、軍隊のような寮生活をしながら、難しい言語を勉強し、家族の期待を一身に背負い、自身の将来のために、異国の地で、3年も働こうという実習生のほうがよほど凄と思うのですが、私だけでしょうかね。

彼はものでもなく、物言わぬロボットでもなく、人格・人権のある人間です。有給申請したら、国へ帰れば、人間扱いしていない代表例でしょう。

このご時世、ろくでもないことやっていると、社名も実名もあっさり日本中に広がってしまいます。

堂々と陽の下を歩ける取り組みをして頂きたいと心の底から思っています。

これは、送り出し機関にも言えることです。

同国人が同国人を搾取し、自分が肥えることしか考えていない人間もベトナムに少なからずいます。

私自身もやり方次第では、いくらでも稼げますし、日本以上に豊かな生活ができることですが、この4年間、どうしてもできません。

ベトナム人の中には、「みんなやってるんだから、やればいいじゃん」と言う人もいますが、そんなことやってまで稼ぎたいと思えないです。

妻子持ちですので、綺麗ごとと言ってるだけでもまずいのですが、わざわざ手を汚してまで稼ぎたくはありません。

稼ぐなら、真っ当に稼ぎます。

## 外国人労働者 人数先行の拡大は避けよ

産経ニュース 2018.4.21 05:02 更新

広がる人手不足の対応策として、政府は外国人労働者を増やそうとしている。主に介護や農業、建設業が想定され、受け入れ拡大には経済界の強い要望がある。

どの分野で、どの程度の外国人を受け入れる必要があるのか。この点をきちんと議論しないまま、「人数先行」でなし崩しに拡大することは避けなければならない。

政府は受け入れ拡大に向けて、新たな在留資格の創設を検討している。最長5年間である技能実習制度の修了者が一定の要件を満たせば、さらに最長5年間の就労を認めようというものである。

6月にもまとめる「骨太方針」に盛り込んで今秋の臨時国会で法改正を図り、来年4月の制度発足を目指す算段だ。

そもそも、人手不足は景気の影響もさることながら、過去の少子化によって勤労世代が激減し始めたことによる要因が大きい。それは今後、あらゆる業種で人手が足りなくなることを意味する。

その多くを外国人で穴埋めしようとするなら、毎年何十万人も受け入れなければならなくなる。その一方で、日本人の若者には就労していない人や不安定な雇用に追いやられている人が多い。

現状でも外国人労働者の受け入れ態勢は十分といえない。言葉の壁が立ちばかり、必要な医療を受けられなかったり、クレジットカードなどの契約に手間取ったりするケースが見られる。

こうした状況の改善を後回しにし、業界が欲しがめる人数をそろえようとすれば、外国人の生活トラブルはさらに増えよう。

それ以前の問題がある。習得した技術を母国で生かしてもらおうという、技能実習制度の目的からさらに逸脱しないかである。

すでに、実習制度は実質的な就労制度に変質している。違法な低賃金や給与の不払い、長時間労働など劣悪な環境を強いているとの指摘は後を絶たなかった。

単に就労期間を5年延長させるだけでは、状況は悪化しよう。政府は受け入れ拡大に際し、家族の入国は認めない方向だという。これはこれで、人道問題に発展しかねない問題をはらんでいる。

外国人労働者について、さまざまな課題が横たわることを認めなければならない。政府には長期的な視点を持ち、総合的な戦略を立てることを求めたい。

## 【外国人労働者】制度矛盾放置は問題だ（4月23日） 福島民報あぶくま抄・論説 2018/04/23 08:38

技能実習生として来日した複数のベトナム人男性が東京電力福島第一原発事故に伴う県内の除染作業に従事させられた。制度の趣旨にそぐわないとして法務省入国管理局が実態調査に乗り出す事案が発覚した。男性には除染作業の説明がなかったとみられ、同局は「実習内容が計画と著しく異なる場合は不正行為になり得る」としている。

労働力不足が深刻な国内で外国人労働者は存在感を増している。一方で、劣悪な労働環境や賃金未払いなどの課題が浮上している。技能実習制度の建前（実習）と実態（労働）が乖離 [かいり] しているためではないか。制度の矛盾を放置したままでよいとは思えない。

外国人の国内労働は技能実習生、永住者、専門技術者など在留資格によって分類される。技能実習制度は知識や技術を学んで帰国後に生かしてもらおう、わが国の国際貢献策だ。1993（平成5）年に始まった。企業や協同組合などの監理団体が受け入れ母体となり、実習生ごとの実習計画作成が義務付けられる。

仕事内容がきつい現場で安価な労働力として扱われている – との批判が多く、国は昨年11月、技能実習適正化法を施行、基本方針や関係者の責任を明確にした。仕事の対象は従来の農業や製造業などに介護が加えられ、実習生への人権侵害に罰則を設けた。

本県の外国人労働者は2016年10月末現在、1251事業所に5833人いた。前年同期より人数は約35%、事業所は約24%増えた。東日本大震災前と比べ人数は50%以上も増えている。技能実習生が2229人で最も多い。職種は製造業、サービス業、卸売・小売業が半数以上を占める。本県の人口減少率は全国でも高く、労働力を外国人に頼る傾向は今後も強まるに違いない。

技能実習制度の円滑な運用を目指して須賀川市、本宮地区などに外国人を雇用する事業者組織が設けられ、技術習得と保護育成を充実する機運が高まっている。ただ、受け入れ側が体制を整えても、組織未加盟の事業所が制度を悪用する恐れは残る。

来日時の約束と仕事の内容が異なり、条件が悪ければ不満を抱くのは当然だ。人権上の問題も大きい。意欲のある外国人を労働者として正當に処遇し、人権を守る必要がある。国は実態に即した制度設計に取り組むべきだ。

文化や生活習慣の異なる外国人の増加を心配する声があるのは確かだ。共生社会をどのようにつくっていくのか、わたしたち自身の心構えも問われている。（鞍田炎）



## 留学生、日本で起業しやすく 秋に在留資格拡大へ

日本経済新聞 電子版 2018/4/23 19:00

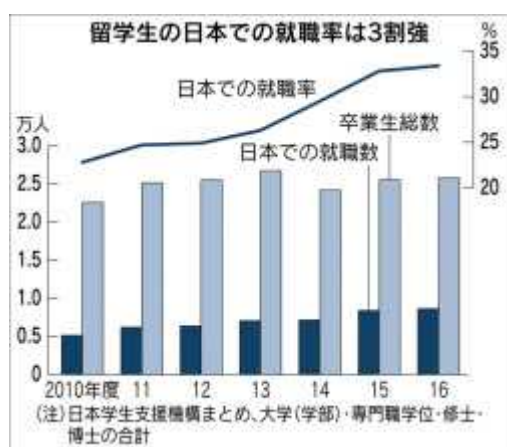
日本の大学で学んだ外国人留学生らが引き続き日本で働きやすいように制度を整える。政府は留学生が日本で就職することを促しており、経済産業省と関係省庁は大学生らに対し、今秋にも起業を目的とした在留資格を広げる検討に入った。優秀な人材を日本につなぎとめ、新技術開発や産業の国際競争力の強化を目指す。

日本学生支援機構によると、2017年度の外国人留学生は26万7042人だった。この5年で6割増と受け入れは年々拡大している。ただ、卒業後も日本で就職するのは全体の3割程度にとどまる。

政府はこの割合を5割に引き上げる目標を掲げている。大学や大学院の卒業生だけを見ても、16年度は卒業生が約2万6000人だったのに対し、日本で就職したのは33%だった。高度な技術や発想を持った外国人が起業しやすい環境をつくって人材を引き留める。

日本学生支援機構が外国人留学生に実施した調査では、日本で就職を希望する学生は6割超で、起業を希望する留学生も1割いた。一方「学業と起業のための資金確保など準備の両立は難しい」（九州の私大）との声があった。

日本の大学入試に向け勉強するアジア各国からの留学生（2017年12月、東京都豊島区の千駄ヶ谷外語学院）



起業を志しても、事業につながる在学中の活動実績や事業計画書、大学の推薦状や資金調達の証明書などがないと準備期間の滞在は認められない。

そのため卒業後、一度帰国して起業準備をしたうえで新たに在留資格を取得するか、国内企業に就職して働きながら起業の準備をすることになる。就職支援は各大学の課題だ。卒業後の進路の選択肢を増やし、日本国内での新規産業の創出や育成につなげる。

留学生を多く受け入れている地方の大学では、外国人卒業生が就職のために都市部に流出するのも悩みのタネだ。

留学生の起業支援分野では、地域産業の活性化を目指し、自治体と大学の連携も広がりそうだ。

外国人が日本で起業を志す場合、従来は準備目的ではビザを認めてもらえなかった。特例は福岡市など国家戦略特区に認定されたごく一部の自治体だけ。福岡市は支援体制を強化し、2年余りの間にアジアや欧米、中南米などから約40の起業家予備軍を受け入れた。

経産省などはこの特区の仕組みを参考に、今秋に全国で在留資格の新たな枠組みを設ける方針だ。経産省の認定を受けた自治体が、外国人起業家の予備軍を受け入れる権利を得るのに合わせ、留学生も学生ビザから起業準備を目的とした在留資格に切り替えられるよう検討する。

合わせて在留期間も拡大する計画だ。いまの特区では起業準備のための滞在は6カ月間のみ認められている。準備期間が足りないといった声が多く、新制度では有効期間を1年にする方針だ。

## ベトナム人実習生に「有給取るなら帰れ」、 強制帰国は規制の抜け穴…弁護士「制度が不十分」 (弁護士ドットコムニュース) 2018年04月22日 08時43分

横浜市の水産加工業者で技能実習生として働いていたベトナム人男性（27）が、男性の受け入れ窓口となった監理団体「房総振興協同組合」（千葉県鴨川市）に有給休暇を取りたいという希望を伝えたところ、強制帰国させられたと共同通信などが報じた。



報道によると、房総組合の職員は2018年2月、事前の通告もないなか、男性宅に押しかけてベトナムに強制帰国させたという。男性は2017年3月から勤務。契約書では勤務を始めてから半年が経てば10日間の年次有給休暇が取得できるとされていたという。実習制度に詳しい高井信也弁護士に今回の問題点を聞いた。

### ●「強制帰国」あとを絶たず

#### 問題点を教えてください

「本件のような有給休暇の請求のほか、未払い賃金の請求や労働災害で負傷したこと等を契機とした強制帰国は後を絶ちません。

このような強制帰国は、暴行、脅迫等の強制的手段が用いられた場合には、略取・誘拐や強要罪に該当し得る犯罪行為です。しかし、2017年11月から施行された技能実習法では、技能実習生に対する強制労働等の人権侵害行為等については禁止規定や罰則が設けられたものの、強制帰国はその対象外となっています。

滞在期限途中で帰国する実習生に対し、空港等の出国審査の窓口で、帰国の意思を確認する運用も始まっていますが、実習生の中には、受入れ企業から監理団体の施設に移動され、就労することも外部からの助力を得ることもできず、あきらめて『自主的に』帰国する者もあり、規制は不十分です」

#### 技能実習生の労働者としての権利は十分尊重されているのでしょうか

「そうは言えないのが実態です。そもそも技能実習制度は、技能移転による国際貢献との制度目的が形骸化しており、実質的には非熟練・低賃金労働者の受入れ制度となっています。

そして、制度上、受入れ企業が固定されているため技能実習生が従属的な立場となり易く、技能実習生の労働者としての権利を尊重する意識に乏しい受入れ企業や監理団体も少なくありません。本件でも、本来、実習生を保護すべき監理団体が、有給休暇の請求という労働者の基本的権利を無視した背景には、制度の構造的問題が存在するのではないのでしょうか」

## Drifting too far – 48 入院生活から – 10

治療が終了して6か月目に入り、定例の1カ月点検に加えて6カ月点検のペットの検査に先日行ってきました。ペットの検査は今回が3回目です。1回目は悪性リンパ腫と診断された今年の3月、2回目は治療の終わった10月でした。結果は5月の診察日になります。

国立国際医療研究センター病院のHPでのPETの説明を見ると、「PETとはpositron emission tomography（陽電子放出断層撮影）の略で、放射能を含む薬剤を用いる、核医学検査の一種

です。放射性薬剤を体内に投与し、その分析を特殊なカメラでとらえて画像化します。」とあります。放射性薬剤を注射して1時間ほど安静室で横になった後に検査が20分、その後回復室で30分横になって薬剤が体内から排出されるのを待ちます。病院に入って2時間30分の行程でした。悪性リンパ腫の第Ⅲ期、2カ所以上のリンパ節に、横隔膜を境にして上半身と下半身の両側にある状態だったため第1回目の写真は胴体部分が真っ黒でしたが第2回目ではきれいになっていました。治療が成功したとのことでした。現在は特別症状もないため同様の結果と思われます。

抗がん剤を投与する前に先生から投与しなければ5年後の生存率は50%、治療が成功すれば90%と聞いたそうです。今回調べてみたら2015年時点では64%の生存率のようです。その人がどんな状況だったか、体力がどうか、治療後の生活態度などの問題もありますがあくまでも単純な平均値にしすぎませんし、5年以内に死ぬ人にとっては0%の生存率ですから気にしても仕方ありません。無理をしない生活を選ぶか、自分のやりたいことにするかで生存率が左右されるとしても性的にじっとしていることができず、出歩いてしまうのですが、病気前の体力と比較すると50%以下のような気がします。退院後は作業場を再度借りて毎日通っていても特別問題はなかったのですが、仕事も外国人の問題も少なくなり経費削減のため2カ月で解約してからは生活のメリハリがなくなったため体力気力ともに問題を感じています。髪の毛は12月中旬ごろから伸び始め、4月の半ばにやっと散髪屋さんに行ける程度に回復しましたが、硬かった髪の毛は柔らかくなり、全体的に本数も減ったのか何か頼りない状態です。やりたいことは沢山ありながら取り掛からなくても焦燥感も感じないので精神衛生上問題があるので何か目標を決めて頑張らなければと思っています。

## ひろしま美術館

広島市中区基町 3-2 ☎ 082-223-2530



アート ねこ ねこが いっぱい

2018年 4月21日[土] → 6月24日[日] 全期中無休

様々な猫の絵や彫刻が集められています。猫好きにはたまらないかもしれません。橋元閑雪と藤田嗣治の猫がよかったです。連休中だったので混雑していました。しかし常設展は閑散としていたのは何とも言いえない思いです。ただ展示順が大幅に変わっていたのでじっくりきませんでした。

## 呉市立美術館

呉市幸町入船山公園内 ☎ 0823-25-2007



## 色絵ののぞき





## 先住民の労働社会学 フィリピン市場社会の底辺を生きる

吉田 舞 著 株式会社 風響社 本体 4,000 円+税

「フィリピン人労働者を支援する会」のフィリピン人との窓口・通訳・支援と中心的な活動をされている吉田さんが標記の書籍を出版されました。フィリピン先住民アエタの生活現場の研究書ですが、読んでいて日本で生活するフィリピン人の状況と重なって見えてしまいました。本書にも出てくるアメリカ軍基地との関係、頼母子講や葬式での博打などの話を交えた一般向けの新書版が出ればフィリピンを知るうえで面白いものができるのではないかと期待しています。



2001年にフィリピンの大学を卒業後、企業、日本大使館、NGOで働く

2015年、首都大学東京大学院人文科学研究科博士後期課程修了博士（社会学）

専門は都市先住民・在日外国人の労働社会学

現在、特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所 研究員

マイノリティはなぜ貧しくなるのか。

グローバルゼーションのもと、不可欠な人員でありながら、「劣った労働力」と見なされ、力尽きれば路上生活に追いやられる先住民。生活現場の実態調査から「先住民底辺化」の構造を解明。

\*\*\*\*\*

### サバへの旅

アエタだけ（開発から）おいていかれるんだ。おいていかれるんだよ。集落が開発され、発展することは、たしかにいいことだ。こうやって村を見渡しても、前と比べて発展しているのは分かるだろう。でも、なぜか平地民ばかりが豊かになっているんだよ。[首長、二〇一二年三月二二日]

これは、観光開発が進む集落に住む先住民アエタ（Aeta）が発した言葉である。なぜアエタだけが「おいていかれる」のだろうか。なぜアエタの暮らしは、よくなるどころか、ますます苦しくなるのだろうか。本書は、この問いに答えるためのひとつの試みである。先住民アエタは、一九九一年のピナトゥポ山の噴火を境に、急速に市場社会に組み込まれることになった。しかし、彼ら彼女らは、市場社会において「差異をもつ人びと」として、平地民（多数派のフィリピン人）とは異なる位置に置かれた。他方で、首都マニラでは、フィリピン南部のミンダナオ島出身の先住民、バジャウ（Badjao）が急増している。アエタとバジャウは、民族的特徴だけではなく、歴史的背景も、市場社会へ組み込まれるプロセスも異なる。また、平地社会における労働環境や居住形態も異なる。しかし、フィリピンの労働市場において、双方とも、底辺に置かれた人びとであり、そこにはあきらかに、先住民として境遇を同じくする「相対的底辺化」の傾向がみてとれる。

本書は、フィリピンの市場社会の構造を、先住民の労働と生活をとおして分析する。グローバルゼーションの経済環境のもと、先住民の労働と生活は、激しく変容している。一方で、先住民は、労働市場において、なくてはならない労働者として取り込まれている。しかし他方で、先住民は、「劣った労働力」とみなされ、労働市場の底辺に置かれている。また、労働者になれない人びとは、路上に押し出され、物売りや物乞いとして生計を立てている。本書では、このような先住民の労働と生活をとおしてフィリピン社会を考察する。それによって、マイノリティを底辺に押し込めることで維持され、機能している市場社会の構造をあきらかにする。（以下略）

## 本の紹介

日本の労働市場の開放と課題 農業における外国人技能実習生の重み  
堀口健治 編 筑波書房 3,000円

技能実習生制度は現代の奴隷制度であり廃止すべきだと批判されています。ある側面では正しいといえます。私たちの目に触れる書籍や報道ではこうした側面ばかり取り上げられています。外国人の問題に取り組んでいる人たちは自分が接した側面だけを強調し「群盲象を評する」という結果になっていると言えます。こうしたものとは別に社会学や経済学などの分野でも多数の論文が書かれていても私たちの目に触れることはありません。この本は農業経済関係の専門家を中心にして編まれた本となっています。この本も技能実習制度のごく一部の側面の研究であり一般化してとらえられないことに注意する必要はあっても外国人労働者の受入を考える上では大いに参考になると言えます。目次の一部を掲載します。

第4章 技能実習生導入による農業構造の変化—国内最大規模の技能実習生が働く茨城県八千代町の動き—

第6章 製造業における技能実習生雇用の変化—中小企業から大企業への展開—

第7章 漁船漁業における技能実習生の役割と熟練の獲得

第8章 技能実習生・研修生の最多送出国から急減した中国—中国の海外労働者派遣の仕組みと日本—

第10章 技能実習制度に新たな意義を付与したタイ—受け入れ国でもあるタイの特徴—

第11章 日本との協力による事前講習が強化されるカンボジア

第12章 政府の規制強化が効果を上げるフィリピン—トラブルの少ないフィリピン実習生とその背景—

第13章 派遣労働者を急増させるベトナム—中国に代わるベトナム・急増の背景と受入れの実際—

第16章 雇用許可制を導入した韓国の状況と課題

詳細は筑波書房のHPを参照ください。 <http://www.hanmoto.com/bd/isbn/9784811905204>

### 言葉

#### 四弘誓願

仏教には、「願」というものが、どうしてもなければならない。・・・

「願」がなかったならば、ハンドルのないオートバイみたいなもの・・・

仏教者たる以上誰でも必ず持っていなければならぬ願が総願で四弘誓願がそれである。

「衆生無辺誓願度」・・・衆生は無辺成れども誓願して度せん

「煩惱無尽誓願断」・・・煩惱は無尽成れども誓願して断ぜん

「法門無量誓願学」・・・法門は無量なれども誓願して学せん

「仏道無上誓願成」・・・仏道は無上なれども誓願して成ぜん

「禅談」P. 60～62

澤木興道 ちくま文庫

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成30年 5月 1日 発行